グレナダの入国規制措置(4月4日更新)

グレナダ政府は、政府ホームページ上で4月4日からの同国の入国規制措置 を以下のとおり更新しました。

1 新型コロナウイルス検査の必要無し。

2 ワクチン接種の必要無し。

3 健康申告書の必要無し。

4 到着時の検疫措置の必要無し。

参考

グレナダ政府ホームページ <u>https://covid19.gov.gd/</u> グレナダ観光局ホームページ <u>https://www.puregrenada.com/travel-advisory/</u>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後 の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館 電話:(国番号 1-868) 628-5991 住所:5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago ホームページ: <u>http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm</u> E-mail: <u>ryouji@po.mofa.go.jp</u> 当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニ カ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼 轄しています。